

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その４８）

令和３年５月２０日
在シンガポール日本大使館

１．１８日、シンガポール保健省（MOH）は、新型コロナウイルス・ワクチン接種プログラム進捗状況及び、マスクに関するガイドラインの更新等を概要以下の通り公表しました。詳細は保健省（MOH）HPを確認ください。

保健省（MOH）HP

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/progress-of-and-adjustments-to-vaccination-programme-and-updated-guidance-on-use-of-masks>

（１）ワクチン接種プログラムはこれまで順調に進んでいます。５月１７日現在、３４０万回を越えるワクチン接種を実施しました。２００万人近くが少なくとも１回目の接種を受けています。そのうち１４０万人以上が２回目の接種を受け、ワクチンの接種を完了しています。

（２）全体として接種率は良好です。現在までに、６０歳以上の高齢者の約７１％、４５歳から５９歳の対象者の約６６％が新型コロナウイルス・ワクチンの接種を完了したか、または、接種の予約をしています。

（３）今後、４０歳から４４歳の年齢層の方にも接種の登録をお願いする予定です。Health Sciences Authority（HSA）は、１２歳から１５歳の方へのファイザー・ビオンテック社製ワクチンの使用を承認しました。また、より多くの方に接種していただくために、２回のワクチン接種の間隔を現在の３～４週間から、今後は６～８週間に延長する予定です。

（４）ワクチン接種完了者が増えたとしても、マスクの着用は重要です。また、マスクは使い捨て、再利用を問わず、細菌濾過効率（bacterial filtration efficiency）が９５％以上の高フィルター機能マスクを使用することを推奨します。

（５）この期間中、４週間全ての方が自宅に留まり、外出は必要不可欠な時の

みとすることを強く求めます。

【40～44 歳の方へのワクチン接種開始】

(6) 2021 年 5 月 19 日 (水) より、40 歳から 44 歳の方を対象に予防接種の登録をしていただく予定です。ワクチンは着実に入荷していますが、世界的な需要の逼迫を受け、依然として供給が限定されています。ワクチン接種プログラムは引き続き進めていきますが、5 歳刻みでの展開とし、今回 40～44 歳の方の接種を開始し、その後順次更なる若年層に移行していきます。

(7) 対象となる方は、vaccine.gov.sg からオンラインでのみ登録できます。登録すると、確認の SMS が届きます。それとは別に、各自個別の予防接種の予約のためのリンクが SMS で、登録順に対象者に送られます。この予約用 SMS は、登録から 1～2 週間以内に届きます。予約枠は 6 月中旬まであります。すでに登録済みの方は、再度登録する必要はありません。ワクチン接種の予約枠は、ワクチンの入荷状況に合わせて増やしていく予定です。

(8) 予防接種プログラムは引き続き順調に進んでいます。供給が予定通り実施されれば、年末までに接種プログラムを完了できる見込みです。医学的に適格とされるすべての方が、接種を受けることを強く勧めます。

【ワクチンの接種間隔を 6～8 週間に延長】

(9) より多くのシンガポール国民を守るために、より多くの人にワクチンの初回接種を優先的に行い、接種プログラムを迅速化していきます。ワクチンの供給に限りがあることから、1 回目と 2 回目の接種の間隔を、これまでの 3～4 週間から 6～8 週間に延長することにしました。これは、2021 年 5 月 19 日 (水) 以降に登録される予防接種に適用されます。

(10) すでに 2 回目の接種の予約をされている方には影響はありません。

(11) この方針は、ワクチンに関する専門委員会との協議を経て採用されたものです。同委員会は、治験および実際の接種により世界的に得られた科学的データを検証しました。委員会としては、ワクチンの普及を促進するため、mRNA ワクチンの接種間隔を最大 8 週間まで延長可能であると考えます。また、ワクチンを 2 回接種すれば、最終的なワクチン効果に大きな影響はないと考えてい

ます。

この結論は、当初の治験データに基づくものでもありますが、最近では、実際の接種データ、研究、シミュレーションなどでも新たに実証されています。

1回目のワクチン接種を優先するという考え方は、イギリスやドイツなどの国でも採用されています。

(12) 間隔を 6~8 週間に延ばすことで、より多くの方がより早く初回接種を行うことができ、その結果、一定の予防効果を得ることができます。これにより、より多くのシンガポール人を保護し、ワクチンの供給を最大限効果的に利用することができます。

【HSA によるファイザー・ビオンテック製ワクチンの 12 歳から 15 歳までの承認】

(13) 12 歳から 15 歳の接種に関しては、Health Sciences Authority (HSA) が PSAR の下でファイザー・ビオンテックのワクチンの使用を承認しました。

EC19V も、HSA によるワクチンの暫定承認をこの年齢まで引き下げることを支持しています。

(14) この年齢層に対してシンガポールで承認されたワクチンはこれが初めてとなります。その評価において、委員会は、ワクチンの安全性、有効性、副反応、およびこの年齢層を対象とした治験の研究デザインについて考慮しました。データでは、ファイザー・ビオンテックのワクチンは、成人で観察されたものと同様の高い有効性を示しました。また、その安全性プロファイルは、成人における一般的な安全性プロファイルや、他の疾患の予防接種に使用される他の登録済みワクチンに設定された基準と一致しています。

(15) 保健省は、教育省と協力してこの就学年齢層へのワクチン接種を行い、順次、最新情報を提供していきます。

【外出が難しい方へのワクチン接種の促進】

(16) 予防接種会場に足を運ぶことができない在宅者も予防接種を受けることが出来るようにするため、医師と看護師を含む在宅予防接種チームを派遣し、自宅での予防接種を実施すべく Health Promotion Board や Agency for Integrated Care と協力しています。

(17) 在宅医療、看護、個人支援サービスを受けている在宅者は、現在利用しているホームケア・サービス提供者から、このサービスによる予防接種を希望するかどうかを確認されます。連絡を受けていない場合は、現在利用しているホームケア・サービス提供者に直接登録することができます。

現在、ホームケア・サービスを受けていない方は、MOH のホットライン 1800-333-9999 で、このサービスの利用希望を伝えることができます。このサービスはあくまでも在宅者のためのものであることを皆様ご理解下さい。

在宅者以外の方は、予防接種の対象となった際には、予約をとり、予防接種会場で接種を受けることを強く奨励します。

(18) 現時点で、予防接種センターはシンガポール全域で合計 40 に拡大しており、さらに 20 のポリクリニックと 22 の PHPC でも予防接種を実施しています。すべての予防接種センターは車椅子に対応しており、足の不自由な方でもアクセスできます。これらの取り組みにより、接種対象者となるすべてのシンガポール人および長期滞在者が予防接種を受けられるようにしています。

【マスクに関するガイドラインの更新】

(19) マスク使用は、飛沫の飛散や感染を防ぐための重要な公衆衛生戦略の 1 つです。最近のクラスターでは、変異ウイルスによる感染が増加していることが示唆されています。高濾過率マスクなどの高性能マスクを使用することで、感染リスクを軽減することができるため、全ての方がそのようなマスクを使用することが望ましいです。このようなマスクとしては、少なくとも 2 層の生地で作られた再利用可能なマスクや、サージカルマスクなどがあります。

(20) 使い捨てマスクは、通常、製品仕様の一部としてフィルター性能が表示されています。People's Association や Temasek Foundation が配布した再利用可能なマスクも、高いフィルター性能を持っています。

MOH と HSA は、良いマスクを選ぶためのガイドラインを作成する予定です。

【地域の安全を守るために在宅】

(21) 私たちは以前、許容されるグループサイズを 5 人から 2 人に、1 日の 1 世帯あたりの明確な訪問者数の上限を 5 人から 2 人に減らしました。

(22) コミュニティ内の症例が引き続き増加していることから、コミュニティ内での潜在的な感染を最小限に抑えるために、警戒態勢が強化されているこの時期に、私たちはさらなる注意を払わなければなりません。そのため、全員が自宅に留まり、必要不可欠な時にのみ外出することを強く求めます。また、一般的な安全管理措置をすべて遵守してください。

2. シンガポール保健省 (MOH) は、シンガポール国内における感染者数及び、予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

(保健省HP) <https://www.moh.gov.sg/covid-19>

3. 日本人の方も含め、日本に来航する際にはシンガポール出国前 72 時間以内の検査証明の提出が必要です。検査証明書をお持ちでない場合、検疫法に基づき上陸できません。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。詳細は次のURLをご参照ください。

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html

4. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

[Singapore Airlines and SilkAir Flight Schedules - April to June 2021](#)

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

5. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて関連情報を掲載しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP)

[外務省 海外安全ホームページ \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/)

6. 外務省海外安全ホームページ，厚生労働省ホームページ，シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省 (MOHホームページ)

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考) シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>)